

山口県農業農村整備事業個別施設計画策定要領

1 目的

この要領は、「山口県農林水産公共施設長寿命化計画（平成 27 年 10 月 9 日策定）」に基づいて、農村整備課の所管施設を対象とする「個別施設計画」の策定に必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 基幹水利施設

この要領において「基幹水利施設」とは、県が造成したダム、樋門、揚水機場、頭首工及び排水機場のうち、ダム、樋門、揚水機場及び頭首工にあっては、農地の受益面積（以下、「受益面積」という。）が 100ha 以上の施設、排水機場にあっては、受益面積が 20ha 以上の施設をいう。

(2) 農道

この要領において「農道」とは、広域営農団地農道整備事業、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業により整備された道路をいう。

(3) 地すべり防止施設

この要領において「地すべり防止施設」とは、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条で規定する区域内に存ずる地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する施設をいう。

(4) 海岸保全施設

この要領において「海岸保全施設」とは、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条で規定する区域内に存ずる海岸法第 2 条 1 項に規定する施設をいう。

3 対象施設

(1) 基幹水利施設

全ての基幹水利施設を対象とする。

(2) 農道

農道のうち、橋梁及びトンネルを対象とする。

なお、橋梁にあっては延長 15m 以上の施設とし、トンネルにあっては全ての施設とする。

(3) 地すべり防止施設

全ての地すべり防止施設を対象とし、定期的な点検・診断等を行うことが不可能な地中埋設物は対象から除く。

(4) 海岸保全施設

県が管理する全ての海岸保全施設を対象とする。

4 個別施設計画の様式

個別施設計画の様式は、農道にあつては別記様式1及び別記様式2とし、地すべり防止施設にあつては別記様式3のとおりとする。

なお、基幹水利施設にあつては農業水利施設保全合理化事業実施要領（平成25年2月26日付け農振第1932号）等に基づく機能保全計画とし、海岸保全施設にあつては海岸保全施設維持管理マニュアル（平成26年3月農林水産省・国土交通省）に基づく長寿命化計画とする。

5 参考図書等

個別施設計画の策定に当たっては、以下の基準等を適用する。

区分	施設名	名称
農業水利施設	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の機能保全の手引き（平成27年5月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の長寿命化のための手引き（平成23年5月・農林水産省） ・機能保全計画作成マニュアル（平成27年11月・山口県農村整備課）
	ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ダム機能診断マニュアル（平成23年4月）
	排水機場 揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」（平成25年4月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」（平成25年4月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」（平成25年5月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」（平成25年5月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」（参考資料編・農林水産省）
	頭首工	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」（平成22年6月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」（平成25年4月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゴム堰）」（参考資料編・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」（平成22年6月・農林水産省） ・農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」（参考資料編・農林水産省）
農道	橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋定期点検基準（平成26年 国土交通省道路局） ・道路橋定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局）
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・道路トンネル定期点検基準（平成26年 国土交通省道路局） ・道路トンネル定期点検要領（平成26年6月 国土交通省道路局）

地すべり防止施設	抑止工 抑制工	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」基準書・技術書（平成 16 年 3 月・農林水産省） ・地すべり防止施設の機能保全の手引き（抑制工編）【平成 25 年 6 月・農林水産省】 ・グラウンドアンカー工維持管理マニュアル【平成 20 年 7 月（独法）土木研究所・（一社）日本アンカー協会】
海岸保全施設	堤防 消波堤	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設維持管理マニュアル～堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案～【平成 26 年 3 月 農林水産省・国土交通省】 ・海岸保全施設の技術上の基準・同解説【平成 16 年 6 月 海岸保全施設技術委員会】

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 30 日から施行する。